

第356回矢板市議会臨時会

議案書

令和元年5月

矢板市

第356回矢板市議会臨時会提出議案

| | | |
|-------|--|-----|
| 議案第1号 | 市長の専決処分事項承認について…………… | P 1 |
| | 専決第2号 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第6号） | |
| 議案第2号 | 市長の専決処分事項承認について…………… | P 3 |
| | 専決第7号 平成31年度矢板市一般会計補正予算（第1号） | |
| 議案第3号 | 市長の専決処分事項承認について…………… | P 5 |
| | 専決第6号 新元号の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | |
| 議案第4号 | 市長の専決処分事項承認について…………… | P11 |
| | 専決第3号 矢板市市税条例等の一部を改正する条例 | |
| 議案第5号 | 市長の専決処分事項承認について…………… | P21 |
| | 専決第4号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例の一 部を改正する条例 | |
| 議案第6号 | 市長の専決処分事項承認について…………… | P25 |
| | 専決第5号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | |
| 議案第7号 | 監査委員の選任同意について…………… | P28 |

議案第1号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月17日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

専決第2号 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第6号）

専決第2号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月27日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

平成30年度矢板市一般会計補正予算（第6号）

議案第 2 号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 17 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

専決第 7 号 平成 31 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 号）

専決第7号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年4月19日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

平成31年度矢板市一般会計補正予算（第1号）

議案第 3 号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 17 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

専決第 6 号 新元号の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

専決第6号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年4月16日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

新元号の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

矢板市条例第16号

新元号の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(矢板市市税条例の一部を改正する条例)

第1条 矢板市市税条例（昭和30年矢板市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の4の2中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第5条の4中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第6条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第9条の見出し、附則第9条の2（見出しを含む。）、附則第10条の前の見出し及び同条並びに附則第11条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第20条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第21条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 矢板市市税条例の一部を改正する条例（平成27年矢板市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に

改め、同条第14項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 矢板市市税条例の一部を改正する条例（平成29年矢板市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

(矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 矢板市市税条例の一部を改正する条例（平成30年矢板市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項中「（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）」を削り、「32年新条例の」を「第3条の規定による改正後の矢板市市税条例の」に改め、

同条第5項中「32年新条例」を「第3条の規定による改正後の矢板市市税条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項中「（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）」を削り、「33年新条例の」を「第4条の規定による改正後の矢板市市税条例」に改め、同条第5項中「33年新条例」を「第4条の規定による改正後の矢板市市税条例」に改める。

（矢板市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 矢板市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年矢板市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号及び附則第2条第3項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

（矢板市都市計画税条例の一部改正）

第6条 矢板市都市計画税条例（昭和35年矢板市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出し及び同項から第9項までの規定、附則第10項（見出しを含む。）並びに附則第15項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

（矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢板市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(矢板市介護保険条例の一部改正)

第8条 矢板市介護保険条例（平成12年矢板市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

第18条中「前4条」を「第14条から前条まで」に改める。

(矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年矢板市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第2条から第6条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年矢板市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

議案第4号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月17日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

専決第3号 矢板市市税条例等の一部を改正する条例

専決第3号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月29日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

矢板市市税条例等の一部を改正する条例

矢板市条例第 13 号

矢板市市税条例等の一部を改正する条例

(矢板市市税条例の一部を改正する条例)

第 1 条 矢板市市税条例（昭和 30 年矢板市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 6 第 1 項中「においては、法第 314 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 11 項」に改める。

附則第 4 条の 4 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項）を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項）」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 4 条の 5 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 11 項第 2 号」に改める。

附則第 7 条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によつて」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第7条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第8条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第8条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附

則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

（矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 矢板市市税条例の一部を改正する条例（平成29年矢板市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第13条の次に次の5条を加える改正規定（附則第13条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加える。

附則第14条の見出し及び第1項の改正規定（同項の表を次のように改める部分を除く。）を次のように改める。

附則第14条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」

に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

附則第14条の2の改正規定を次のように改める。

附則第14条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

第3条 矢板市市税条例の一部を改正する条例（平成30年矢板市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、矢板市市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

- 1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 1 5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 1 6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りではない。
- 1 7 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第2条のうち、矢板市市税条例附則第8条の2の改正規定を削る。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中矢板市市税条例附則第8条の2の改正規定を削る改正規定 公布の日

(2) 第1条中矢板市市税条例第34条の6の改正規定並びに同条例附則第4条の5、第7条及び第7条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定
平成31年6月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の矢板市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の6並びに附則第4条の5及び第7条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の6第1項及び附則第7条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----------|-----------|---|
| 第34条の6第1項 | 特例控除対象寄附金 | 特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。） |
|-----------|-----------|---|

| | | |
|---------|-----------|---|
| 附則第7条の2 | 特例控除対象寄附金 | 特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。） |
| | 送付 | 送付又は矢板市市税条例の一部を改正する条例（平成31年矢板市条例第13号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の矢板市市税条例附則第7条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付 |

4 新条例附則第7条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお

従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条
第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 17 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

専決第 4 号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

専決第4号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月29日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

矢板市条例第 1 4 号

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成 3 0 年矢板市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、附則第 2 項及び附則第 3 項の改正規定を削る。

附則第 1 4 項の改正規定を次のように改める。

附則第 1 4 項中「第 1 7 項、第 1 8 項、第 2 0 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項」を「第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 1 項から第 2 5 項まで」に、「第 3 1 項、第 3 5 項、第 3 9 項、第 4 2 項、第 4 4 項若しくは第 4 8 項」を「第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 4 0 項、第 4 3 項から第 4 5 項まで若しくは第 4 8 項から第 5 0 項まで」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の 2 項を加える。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の矢板市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 3 1 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 3 0 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 3 0 年法律第 4 9 号）附則第 1 項ただし書きに規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 1 4 項の規定の適用については、同項中「若しくは第 4 8 項から第 5 0 項まで」とあるのは「、第 4 8 項若しくは第 4 9 項」

とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第6号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月17日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

専決第5号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第5号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月29日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第 15 号

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険税条例（昭和 34 年矢板市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「54 万円」を「61 万円」に改める。

第 21 条中「54 万円」を「61 万円」に改め、同条第 2 号中「27 万 5,000 円」を「28 万円」に改め、同条第 3 号中「50 万円」を「51 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の矢板市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第7号

監査委員の選任同意について

本市監査委員として、下記の者を選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年5月17日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所

氏 名

生年月日